

議案第 76 号

瑞穂町農業委員会委員及び瑞穂町農地利用最適化推進委員の定数
条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 12 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石塚 幸右衛門

(提案理由)

農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）の改正に伴い、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町農業委員会委員及び瑞穂町農地利用最適化推進委員の
定数条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、瑞穂町農業委員会委員及び瑞穂町農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(瑞穂町農業委員会委員の定数)

第 2 条 瑞穂町農業委員会委員の定数は、12 人とする。

(瑞穂町農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 瑞穂町農地利用最適化推進委員の定数は、3 人とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(瑞穂町農業委員会の選挙による委員の定数条例の廃止)
- 2 瑞穂町農業委員会の選挙による委員の定数条例(昭和29年条例第3号)は、廃止する。
(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

農業委員会会長	月額 31,000円
同 委員	月額 27,000円

」を

「

農業委員会会長	月額 31,000円
同 委員	月額 27,000円
農地利用最適化推進委員	月額 27,000円

」

に改める。